

# 点検診断について

平成27年2月4日  
港湾局 技術企画課

# 技術基準対象施設の点検

## 港湾法【平成25年6月5日公布、平成25年12月1日施行】

### 第56条の2の2

- ・政令で定める技術基準対象施設は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない(第1項)
- ・**技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならないこと(第2項)**

### 港湾法施行令

#### 第19条

技術基準対象施設を規定

- ・水域施設
- ・外郭施設
- ・係留施設
- ・臨港交通施設 等

### 港湾の施設の技術上の基準を定める省令【平成25年11月29日公布、12月1日施行】

#### 第4条

- ・技術基準対象施設は維持管理計画等に基づき適切に維持すること、必要な事項を告示でさだめること 等
- ・**維持管理計画等に点検に関する事項を含めること**
- ・**定期及び臨時の点検及び診断を適切に行うこと**
- ・**維持に関し必要な事項を適切に記録・保存すること**

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示(省令第2条:設計)

→設計条件、性能照査の方法等

技術基準対象施設の施工に関する基準を定める告示(省令第3条:施工)

→施工計画等の内容等

### 技術基準対象施設の維持に関する必要な事項を定める告示【平成26年3月28日公布・施行】

- ・維持管理計画等には、点検診断の時期、対象とする部位及び方法等を定めること
- ・**定期点検診断は、5年以内ごとに、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがある施設にあっては、3年以内ごとに行うこと**
- ・**詳細な定期点検診断を、適切に行うこと**
- ・**日常点検及び臨時点検診断を行うこと 等**

### 港湾の施設の点検診断ガイドライン【平成26年7月】

- ・初回点検、日常点検、定期点検、臨時点検等の点検項目及び方法、診断方法の詳細
- ・**詳細定期点検の頻度(重要:1回以上/10~15年、通常:供用期間中に1回以上) 等**

### 港湾荷役機械の点検診断ガイドライン【平成26年7月】

改正後	改正前
<p>(港湾の施設に関する技術上の基準等)                      第五十六条の二の二水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設(以下「技術基準対象施設」という。)は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定による技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならない。</u></p> <p><u>3～5 (略)</u></p>	<p>(港湾の施設に関する技術上の基準等)                      第五十六条の二の二水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設(以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。)は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。</p> <p><u>2～4 (略)</u></p>

○これまでも、技術基準対象施設は、技術基準に適合するよう、建設、改良又は維持しなければならないとされていた。

○維持には、定期的な点検も含まれているが、これを明確化するため、港湾法を改正し、技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他国土交通大臣が定める方法により行うことを規定した。

改正後	改正前
<p>(技術基準対象施設の維持)</p> <p>第四条 技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、<u>維持管理計画等(点検に関する事項を含む。)</u>に基づき、適切に維持されるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての<u>定期的な点検及び診断等</u>並びにその結果に基づく当該施設全体の維持に係る総合的な評価を適切に行った上で、必要な維持工事等を適切に行うものとする。</p> <p>4 <u>技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設の維持に必要な事項について、適切に記録及び保存するものとする。</u></p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(技術基準対象施設の維持)</p> <p>第四条 技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等に基づき、適切に維持されるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての点検及び診断並びにその結果に基づく当該施設全体の維持に係る総合的な評価を適切に行った上で、必要な維持工事等を適切に行うものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>

○これまで、技術基準対象施設は、維持管理計画等に基づき、適切に維持されることとされていた。

○維持管理計画等の標準的な項目は、維持告示で定められているが、基準省令において、点検に関する事項を定めることを規定した。

○維持に必要な事項について記録し、保存することを規定した。

改正後	改正前
<p>(維持管理計画等)            第二条 (略)  <u>2 維持管理計画等は、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部位及び方法等について定めるものとする。</u>            3 維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。            一 当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方            二 (削除)            二 当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事            三 前二号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理            4 維持管理計画等を定めるに当たっては、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに当該施設の重要度等について、勘案するものとする。            5～7 (略)</p>	<p>(維持管理計画等)            第二条 (略)            2 維持管理計画等は、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。            一 当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方            二 当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断            三 当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事            四 前三号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理            3 維持管理計画等を定めるに当たっては、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性並びに点検診断及び維持工事等の難易度、当該施設の重要度等について、勘案するものとする。            4～6 (略)</p>

○これまでは、維持管理計画等において定める標準的な事項は、規定されていたが、点検診断の時期、方法について定めることを必須とした。

改正後	改正前
<p>(技術基準対象施設の点検診断)</p> <p>第四条 技術基準対象施設の点検診断は、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に、適切な方法により行うものとする。</p> <p>2 技術基準対象施設の<u>定期的な点検診断は、五年(当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるものにあつては、三年)以内ごとに行うものとする。</u></p> <p>3 前項に規定する定期的な点検診断のうち、<u>詳細な点検診断については、当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に行うものとする。</u></p> <p>4 技術基準対象施設の点検診断は、第二項に規定するもののほか、<u>日常の点検を行うとともに、必要に応じて、臨時の点検診断を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

○定期的な点検診断は、少なくとも5年以内ごとに実施することを規定した。

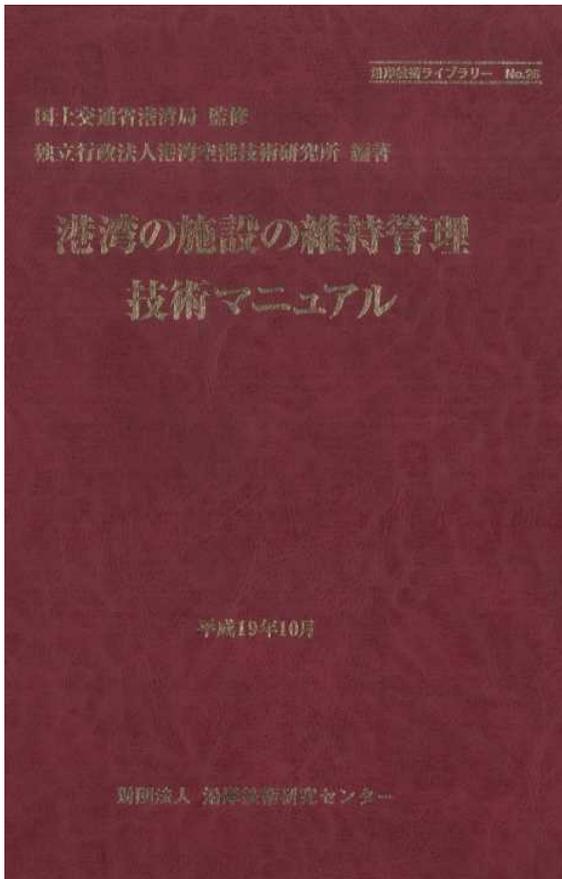
○人命、財産又は社会経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある施設(重要な施設)については、少なくとも3年以内ごとに実施することを規定した。

○その他、詳細な点検診断及び日常点検を実施すること、必要に応じて臨時点検を実施すること規定した(災害時等)。

## 港湾の施設の点検診断ガイドライン

### <構成>

- 第1編 総 則
- 第2編 維持管理の方法  
水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設
- 第3編 港湾の施設の変状傾向と維持管理  
水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設
- 第4編 港湾の施設の点検診断とその評価  
水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設
- 第5編 点検・調査技術  
構造物、鋼材及び防食工、コンクリート
- 第6編 変状進行予測  
鋼構造物、コンクリート構造物、マルコフ連鎖モデル
- 第7編 対策工の種類と選定  
鋼構造物、コンクリート構造物
- 第8編 記録



(平成19年10月発行)  
監修：国土交通省港湾局  
編著：(独)港湾空港技術研究所  
発行：(財)沿岸技術研究センター

# 港湾の施設の点検診断ガイドラインの構成

## 第1部 総論

1. 総則
  - 1.1 適用範囲
  - 1.2 用語の定義
2. 点検診断計画の策定
3. 点検診断の基本的考え方
  - 3.1 点検診断の種類及び方法
  - 3.2 点検診断の頻度
  - 3.3 点検診断の項目
4. 劣化度の判定及び性能低下度の評価の方法
5. 点検診断の結果及び性能低下度の評価結果の記録・保存
6. 専門技術者の活用
7. 教育・研修
8. 点検診断に関する新技術の活用

### 一般的な事項

## 第2部 実施要領

- 第1編 水域施設
    - 第1章 総則
  - 第2編 外郭施設
    - 第1章 総則
    - 第2章 ケーソン式防波堤の点検診断
    - 第3章 その他の防波堤等の点検診断
  - 第3編 係留施設
    - 第1章 総則
    - 第2章 ケーソン式係船岸の点検診断
    - 第3章 矢板式係船岸の点検診断
    - 第4章 直杭式横棧橋の点検診断
    - 第5章 浮棧橋の点検診断
    - 第6章 その他の係留施設の点検診断
    - 第7章 附帯設備等の点検診断
  - 第4編 臨港交通施設
    - 第1章 総則
    - 第2章 道路の点検診断
    - 第3章 橋梁の点検診断
    - 第4章 駐車場の点検診断
    - 第5章 鉄道及び軌道の点検診断
    - 第6章 運河の点検診断
    - 第7章 ヘリポートの点検診断
  - 第5編 その他施設
    - 第1章 総則
    - 第2章 荷さばき施設の点検診断
    - 第3章 保管施設の点検診断
    - 第4章 船舶役務用施設の点検診断
    - 第5章 旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設の点検診断
    - 第6章 廃棄物埋立護岸の点検診断
    - 第7章 海浜の点検診断
    - 第8章 緑地及び広場の点検診断
- 添付資料 点検診断様式  
 参考資料 劣化度の判定事例

### 施設種別ごとの実施要領